

日本蜃気楼協議会会則

(名称)

第1条 本会は、日本蜃気楼協議会と称する。

(所在地)

第2条 本会の事務局を魚津埋没林博物館（富山県魚津市釈迦堂 814 番地）におく。

(目的)

第3条 本会は、蜃気楼に関する調査、研究、教育普及を図り、あわせて会員相互の交流および親睦を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 研究発表会
- 2 その他

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 1 一般会員 この会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入した者。
- 2 名誉会員 この会に著しく功労があつて、総会において承認された者。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 若干名 理事 若干名
監事 若干名 幹事 若干名

- 2 役員は、総会において会員中より選出する。
- 3 役員の任務は、次のとおりとする。
会長は、会を代表し、会務を総括する。
副会長は、会長を補佐し、会長が会務を行えないときは代行する。
理事は、会長を助けて会の運営にあたる。
監事は、会計を監査する。
幹事は、会の庶務および会計を処理する。
- 4 役員任期は2年とし、兼任、再任を妨げない。
- 5 本会に、顧問を若干名おくことができる。顧問は役員会において委嘱し、会長その他の役員のために応じ必要な助言を行う。

(組織)

第7条 会の円滑な運営を助けるため、支部を設けることができる。

- 2 支部の運営は、それぞれ所属する理事が総括する。

(会議)

第8条 この会に、次の会議をおき、会長はこれを招集する。

総会 年1回以上開き、重要な会務を審議決定する。
役員会 必要に応じて開き、会務を審議決定する。

(会計)

第9条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則)

第11条 本会の運営上必要な細則は、別に定める。

(その他)

第12条 この会則に定めのない事項については、役員会にはかり、重要な案件については総会で決定する。

附則

この会則は、平成18年5月20日から施行する。

附則

この会則は、平成19年5月19日から施行する。

附則

この会則は、平成21年5月16日から施行する。

附則

この会則は、平成24年5月19日から施行する。

細則

- 1 一般会員の会費は、年額1,000円とする。
- 2 名誉会員の会費は、これを免ずる。
- 3 会費を2年以上納めないものは、退会したものとする。
- 4 寄付金を受けることができる。
- 5 研究発表会は、毎年5月の第3日曜日の開催を基本とし、総会をその前日に開催する。
- 6 研究発表会は、一般に公開し、蜃気楼に関する教育普及に資する。
- 7 本会の役員を次のとおりとする。

会 長	木下 正博
副会長	大鐘 卓哉
副会長	伴 禎
理 事	星 弘之
理 事	藤田 一
理 事	長谷川能三
理 事	宮内 誠司
監 事	石沢 啓一
幹 事	石須 秀知
幹 事	打越山詩子
顧 問	市瀬 和義

日本蜃気楼協議会組織

